

紹介手数料の返戻金制度について

株式会社ビジネス・アーキテクツ

【許可番号 13-ユ-311641】

1. 人材紹介契約書に基づき、紹介先企業に入社した人材（採用者）が自己都合により紹介先企業を退職した場合、受領した紹介手数料を、次の割合で計算した金額を紹介先企業に払い戻します。

ただし、紹介予定派遣を経て入社した人材については、その退職理由がいかなるものであっても紹介手数料の払い戻しはいたしません。

また、返戻金制度は人材紹介契約書により別の定めをする場合があります。

(1)入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 70%

(2)入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

2. 採用者の退職理由が、次の各号のいずれかに該当するときは、免責とし、前項の紹介手数料の返還は適用されないものとする。

(1)採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、採用者の責に帰さない事由で退職した場合を含む。なお、これらに限られない）

(2)労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合

(3)就業環境に係る重大な問題（採用者に対する故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合

(4)人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合

(5)職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合

(6)事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合

(7)採用者の死亡、事故又は天災、地変、内乱、戦争、感染症の流行等採用者の責に帰すことのできない事由により就業が困難となり、退職に至った場合

(8)甲が当該採用者の退職日より1ヶ月以内に退職を証明できる書類を乙に提出しなかった場合

(9)その他、甲乙協議の上、返金の必要がないと判断された場合

以上